

くらしの法律救急箱

第56回 孫養子（養子縁組）のギモン

養子縁組の要件を教えてください。

Q 1

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があります。ここでは、普通養子縁組について解説します。

基本的な要件は、①養親が成人していること、②養子が養親の尊属又は養親より年上でないこと、③未成年者を養子とするときは、家庭裁判所の許可があること（ただし、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は不要）、④未成年者を養子とする場合は、配偶者とともに縁組をすること（ただし、配偶者の嫡出子を養子とする場合は、単独で可能）、⑤養子や養親に配偶者がいる場合は、配偶者の同意のあることです。

Q 2

15歳未満の孫と養子縁組するには？

A 2

孫養子の場合、家庭裁判所の許可は不要であり、養子が15歳未満の場合は、法定代理人である孫の親、つまり養親から見ると子が、養子縁組の承諾（代諾とい

います）をすることになります。

Q 3

相続税対策として、孫と養子縁組をすることには問題ないでしょうか。

A 3

孫と養子縁組をすると、法定相続人が増えるため、相続税の基礎控除額が増加するほか、場合によっては累進税率も緩和され、相続税対策となります。また、孫と養子縁組をした場合、相続を一代飛ばすこととなります。

このような相続税対策の養子縁組の有効性が争われた事例があります。この事案は、平成25年に82歳で亡くなった福島県の男性が、亡くなる前年に、長男の子で当時1歳の孫と縁組をしており、男性の死後、娘2人が「縁組は無効」と主張したものです。養子縁組前は、3人の実子のみが相続人でしたが、養子縁組が有効となれば孫を加えた4人が相続人となり、娘2人にとっては取得できる遺産が少なくなったということになります。

一審（東京家裁）は、男性本人が縁組届を作成したもので「有効」と判断しましたが、二審（東京高裁）は、



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

もっぱら税理士が勧めた相続税対策、つまり相続人のためになされたものにすぎず、真に親子関係を創設する意思を有していなかったことは明らかであるとして、養子縁組を無効と判断しました。そして、平成29年1月、最高裁は、「節税の動機」と「縁組の意思」は併存し得るとして、「縁組の意思」があれば節税目的の養子縁組を認める初の判断を示し、この養子縁組は、「男性に縁組の意思がないとはいえない」として有効としました。

なお、法的には養子縁組ができる人数に限定はなく、養子も実子と同様に相続人となります。しかし、相続税の算定では、被相続人に実子がいれば養子は1人まで、実子がなければ2人まで相続人に含まれることとなっています。

Q4 A3のように、節税目的の孫養子はトラブルを生むこともあるのですか？

A4 確かに、養子縁組をすることで節税の効果が認められますが、A3の事例のように、長男の子が養子になった場合、長男家族としては、長男と子の相続分を取

得することになり、他のきょうだいとの間で心情的な対立を生むおそれがあります。

現在、節税の効果が大きい制度として、孫に対する「教育資金」や「結婚・子育て資金」の贈与については非課税とする特例などがあります。相続人間の不公平をなるべく避けるよう、検討してみてくださいいかがでしょうか。

Q5 養子縁組をした後、養子との関係性が悪化した場合、縁組を解消できますか？

A5 養子縁組の解消、つまり離縁は、養子と養親が離縁に合意して、「養子離縁届」を提出することにより可能です。これに対して、一方が解消を求めたにもかかわらず、離縁の合意ができない場合は、裁判によって離縁を認めてもらうほかありません。

裁判上離縁が認められる事由は、①悪意の遺棄、②3年以上の生死不明、③縁組を継続しがたい重大な事由があるときです。離縁の裁判の多くは③を理由としたものであり、離縁を認めてもらうためには、養子の暴力行為や重大な侮辱など、養親子間の信頼関係が喪失されていることを証明する必要がありますでしょう。